

## 2月 常任委員会

### 1、主な日程

2/1(火)	市自治会連絡協議会	メディアコスモス	野口	10時～
2/6(日)	岐阜市長選挙投票日 資源分別回収	三輪南小学校体育館 各指定場所	野口・後藤・堀部 小学校(PTA)	7時～ 7時半～
2/10(木)	2月常任委員会	公民館	常任委員	19時～
2/18(金)	学校運営委員会	南小学校	野口 <b>中上</b>	18時～
2/24(木)	公民館運営委員会	南公民館	野口 <b>中上</b>	18時～

### 【連絡協議会報告】

- |  |        |
|--|--------|
| ① 「2022年度版岐阜市ごみ出しのルール」等の配布について(依頼)         | 資料 1   |
| ② 資源分別回収におけるビン類の回収廃止に伴う回覧の実施について(依頼)       | 資料 2   |
| ③ 岐阜市環境推進員(令和4・5年度)の推薦について(依頼)             | 資料 3   |
| ④ 雑がみ回収体験袋の配布終了について(お知らせ)                  | 資料 4   |
| ⑤ 岐阜市交通安全女性の推薦について(依頼)                     | 資料 5   |
| ⑥ 岐阜志スポーツ推進委員(令和4・5年度)の推薦について(依頼)          | 資料 6   |
| ⑦ 水路敷地上へのごみステーション設置の申請受付について(お知らせ)         | 資料 7   |
| ⑧ 令和3年度講座「コミュニティビジネスを始めませんか」の開催について(案内)    | 資料 8   |
| ⑨ 「まちづくり協議会活動紹介パネル展」のご案内 <b>シム 新刊</b> にあてた | 資料 9-1 |
| 「～自治会活動の手引き～自治会百科事典」の配布について                | 資料 9-2 |
| 令和4年度自治会長名簿及び連合会役員名簿の提出について                | 資料 9-3 |
| 広報ぎふ(4月1日号)の配達先希望調査                        | 資料 9-4 |

### 2、令和3年度新成人を祝い励ます会について

今年度は三輪南が主催いたしました。お疲れ様でした。

### 3、岐阜県猟友会からのお知らせ

### 5、各部会報告

総務部会・文教部会・社会福祉部会・防災対策部会・環境整備部会

### 6、その他

令和3年度の総会について **書面決議**

**交通案内**

岐阜市環一第111号  
令和4年2月1日

自治会連合会長 各位

岐阜市環境部長

## 「2022年度版岐阜市ごみ出しのルール」等の 配布について（依頼）

平素より、本市の環境行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
このたび、ごみの分別と減量にお役立ていただくために、「2022年度版  
岐阜市ごみ出しのルール」と「不法投棄防止に関する啓発チラシ」を下記の通り  
作成しました。

つきましては、貴自治会の皆様に配布していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 配布依頼物

- (1) 岐阜市ごみ出しのルール
- (2) 不法投棄防止に関する啓発チラシ

#### 2 配布方法

「広報ぎふ3月1日号」と併せて配布願います。

#### 3 「2022年度版岐阜市ごみ出しのルール」の主な変更点

- (1) 令和4年4月から週1回のプラスチック製容器包装の収集を開始
- (2) 資源分別回収におけるビン類の回収を廃止  
令和4年4月からは、週1回のビン・カン・ペットボトルの収集  
へ排出
- (3) 柳津資源ステーションにおける回収品目の変更  
令和4年4月からは、紙類及び古着類のみ回収



この資料が不要になりましたら、  
雑がみとして地域の資源分別回収  
に出してください。

#### お問い合わせ先

環境一課 廃棄物係

〒500-8701 岐阜市司町 40-1 14F

電話 058(265)3983 (直通)

FAX 058(267)4458

e-mail: kankyo-1k@city.gifu.gifu.jp

岐阜市基管第511号  
令和4年2月1日

自治会連合会長 各位

岐阜市理事兼基盤整備部長

## 水路敷地上へのごみステーション設置の申請受付について（お知らせ）

平素は、本市の基盤整備行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年10月および11月開催の岐阜市自治会連絡協議会において概要を説明させていただいた、「水路敷地上へのごみステーション設置」の許可について、令和4年4月からの制度導入に向け、関係部局と検討を重ねてまいりました。

このたび、許可基準や事務の詳細が決定し、**令和4年3月1日（火）**から、設置申請の受付を開始させていただきますので、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、令和3年12月に、連合会長様を通じて、水路敷地上のごみステーションの情報<sup>\*</sup>を、対象の自治会長様に提供しております。

既に自治会様からの相談を多数受け付けており、ご準備ができましたものからお早めに申請いただくようお願いしておりますが、調査済のごみステーションについては令和4年9月までをめぐりに申請をいただき、その後追加で調査を進めた上で順次申請をお願いし、いずれは市内全ての水路敷地上のごみステーションで申請いただけることを目指しております。

本取り組みにつきまして、ご理解ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

<sup>\*</sup>23校区162箇所。令和3年2月環境部による巡回調査結果。

申請手続きについては、ご案内文書の他、市ホームページでもご確認いただけます。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/gomistation.html>

（トップページ ⇒ くらし・手続き ⇒ ごみ・リサイクル ⇒ 水路敷地上へのごみステーション設置について）

※目的別検索で「ごみステーション」のキーワードでも検索可能です。

### <お問い合わせ先>

〒500-8721 岐阜市司町40番地1 16F

土木管理課 管理係

担当：田口

電話：058-214-4719（直通） FAX：058-264-1780

e-mail：d-kanri@city.gifu.gifu.jp

便用

## 水路敷地上へのごみステーション設置の申請の受付を 令和4年3月1日(火)から開始します。

令和4年4月から、岐阜市が管理する水路敷地上へごみ収集場所(ごみステーション)を常設する場合、設置許可が必要になりますが、**令和4年3月1日(火)**から、申請の受付を開始します。

既に水路敷地内にごみステーションを設置している場合も、申請をいただきますようお願いいたします。

許可が必要な設置物	ごみ収集のために常設する設備です。 折り畳みボックス、防鳥ネットなど、 <b>ごみ収集日に一時的に置くものは、手続きは不要です。</b>
許可の対象となる場所	岐阜市(基盤整備部)が管理する水路敷地です。 市が管理していない水路敷地(土地改良区が管理する水路敷地など)は許可の対象外です。
許可期間	5年間(5年ごとに更新手続きを行っていただきます。)
占用料	免除(不要)

### ○許可の基準について

設置物の管理責任を明確にする観点、通行者の安全を守る観点、および水・道路の機能を保つ観点から、下記のように、必要な基準を設けております。

設置者	(1)	一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であること。
	(2)	相互扶助の精神に基づき、豊かで住みよい地域社会の実現のため、地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると思われる団体であること。
	(3)	1人の代表者を置いていること。
	(4)	ごみステーションの設置、維持管理及び処分に必要な財産を有すると認められること。
設置場所	(1)	利用者が安全にごみ出しができる位置であること。
	(2)	歩行者、自転車及び車両の通行に支障とならない位置であること。
	(3)	水路流水方向の延長は、2m未満とすること。
設置方法	(1)	ごみ等が水路内に落ちないように対策を講じること。
	(2)	土台等を設置する等により流水に影響のない位置に設置すること。
	(3)	水路に沿って設置されている転落防止柵等の撤去をしないこと。ただし、出入りが必要な場合は施錠可能な扉を設けること。
構造	(1)	想定される荷重に耐えられる強度であること。
	(2)	腐食しにくい材質であること。
	(3)	水路構造物等に影響のない構造とすること。

また、適正な管理をお約束いただくために必要な許可条件を設けさせていただきます。

(裏面へ続きます)